

# 2013年度冬学期演習概略

## 《 注 意 事 項 》

- (1) 申し込みは、1人1演習に限る。(通年の演習に許可されている場合は、冬学期の演習には申し込めない。)
- (2) 期間経過後及び教員に直接申し込んだ場合は、受理しない。
- (3) 申込書は、楷書で丁寧に記入すること。鉛筆書きは不可。
- (4) 法学部の学生は教務係窓口右側のポストに提出すること。  
他学部・他研究科の学生は教務係窓口に提出すること。

申し込み期間： 9月27日(金)～10月 2日(水) 午後1時迄

許可者発表： 10月 3日(木)～10月 8日(火)

追加申し込み期間： 10月 9日(水)・10月10日(木) 午後1時迄

追加許可者発表： 10月11日(金)・10月15日(火)

時間割 コード	011351S	題目	国境でメルトダウンする人権保障？－執行共助の刑事と税務			
担当教員	石黒 一憲 教授		曜限	水・5限	教室	LS棟404
<p><b>【授業の目標・概要】</b></p> <p>一国内では担保されている人権保障が「国境」でメルトダウンするという不可思議な現象が、刑事法・租税法の分野で「国際的な執行共助」の名において、条約を通して制度化され、加速している。具体的には、日米・日 EU の刑事共助条約、OECD モデル租税条約をベースとする日本が締結した二国間租税条約によって、である。</p> <p>本演習では、「2009年3月13日」に G20 や OECD 等の政治的圧力に屈して、いわゆる「双方可罰性要件」（課税と刑事、そして情報交換と執行共助の双方につき、それがクリアされる場合にのみ自国内での強制措置が可能となるとの、スイスの従来の一貫した立場）を放棄したスイスが、従来米国との「IRS vs. UBS 事件」等で直面していた問題を検討しつつ、なぜ日本が、米国（及び EU）の圧力に屈して、「双方可罰性要件」を、上記の刑事共助条約で相対化させねばならなかったのかを、更に検討する。後者の点は、現状でも国際捜査共助法上の「双方可罰性要件」が原則維持されている事との関係での、最近の関税法改正（内外税関当局間の情報交換と当該情報の刑事訴追用の使用）等と対比した上での検討となる。</p> <p>こうした「国境でのメルトダウン現象」をこれまで先導してきたのは、実は、OECD モデル租税条約 26 条と、それについての OECD 租税委員会による『コメンタリー』である、と言える。あくまで被規制者（納税者、被疑者）の側に立ちつつ、一連の問題を一個の人間をしてどう捉えるべきかが、鋭く問われる内容の演習である。</p> <p><b>【授業計画】</b></p> <p>貿易と関税 2011年3月号から2013年12月号までの、本演習と深くかかわる石黒の論文の骨子を、1、2回かけて説明し、問題の全体イメージを鮮明にしたのち、特に問題となる検討課題を、参加者の要望をも踏まえて決定する。その後は、参加者の個別報告を積み重ねてゆく。なお、正確な文献引用の仕方や、脚注の活用方法等、ペーパーの書き方の基本を訓練することも、本演習の重要な要素となる。</p> <p><b>【授業の方法】</b></p> <p>演習</p> <p><b>【成績評価方法】</b></p> <p>平常点及びペーパー提出による。</p> <p><b>【教科書】</b></p> <p>貿易と関税（日本関税協会）2011年3月号から2013年12月号までの石黒の連載論文をベースとするが、個別には指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。</p> <p>履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011352S	題目	アメリカ高齢者法			
担当教員	樋口 範雄 教授		曜限	火・5限	教室	B5演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  アメリカの高齢者法に関する最も簡単な概説書を輪読し、さらにそれぞれの回の担当者が、その次の回に日本の問題状況を報告する形で、日米における高齢者問題を比較することが本演習の目的であり内容です。</p> <p><b>【授業計画】</b>  とりあげるトピックは次の通りです。</p> <p>第1回 高齢者法の概要と倫理的配慮 第1章・第2章  第2回 医療上の決定 第3章  第3回 高齢者への医療給付制度 第4章  第4回 貧窮者への医療給付制度 第5章  第5回 医療保険 第6章  第6回 老人ホーム・療養施設 第7章  第7回 住宅問題 第8章  第8回 成年後見 第9章  第9回 成年後見に代わる制度 第10章  第10回 社会保障給付 第11章・第12章  第11回 年金 第14章  第12回 年齢による差別 第15章  第13回 高齢者虐待</p> <p><b>【授業の方法】</b>  まず英文を読むこと。担当者を決めて報告してもらい、それについて議論をします。同時に、そのトピックについて、日本の状況をフォローしてもらい比較検討する機会も設けます。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  レポートによる</p> <p><b>【教科書】</b>  Lawrence Frolik &amp; Richard Kaplan, Elder Law in a Nutshell (West 5th ed. 2010)</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。  （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011353S	題目	保険法の現代的諸問題			
担当教員	山下 友信 教授		曜限	月・5限	教室	B4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  現代社会の諸課題と保険との関わりについて参加者が研究することを目的とする。具体的なテーマは演習開始時に確定するが、遺伝子検査の進歩・普及と生命保険、自動車運転の自動化と自動車保険、取締役の責任の強化と会社役員賠償責任保険（D&amp;O保険）、金融・保険取引における高齢者保護などが例示される。参加者の人数にもよるが、参加者は各自研究を進めて、演習の後半に研究発表をする。英文文献も活用する。</p> <p><b>【授業計画】</b>  演習参加者数によるが、演習の前半では、各研究テーマの基礎についての基礎知識の習得に当てる。後半には各参加者が研究発表をして、演習終了時まで小論文にまとめる。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  毎回、参加者が分担で報告、発表をする。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点と小論文による。</p> <p><b>【教科書】</b>  開講時に指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p>						

時間割 コード	011354S	題目	民法判例：理解する・批評する・作る			
担当教員	中田 裕康 教授		曜限	金・5限	教室	B2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  民法の著名な判例を丁寧に読むこと、最新の判例を研究し批評すること、現実の下級審裁判例を素材にその上訴審の弁論をし判決を書くこと、これらが授業の概要である。  このようにして民法を理論の側からと現実の紛争の側から眺めるという視点の往復を体験すること、また、未知の問題に取り組んで学生と教員が一緒に考え抜くことが授業の目標である。</p> <p><b>【授業計画】</b>  ソクラティック・メソッド)により、その正確な理解をする。併せて、関連する民法上の基本的概念の確認をする。  次の4回は、最新の最高裁判例について、担当者が判例評釈という形で報告をし、それについて全員で議論をする。  次の1～2回は、再び著名な判例について、ソクラティック・メソッドで突っ込んだ検討をする。  最後の3回は、現実の下級審裁判例について、上訴審における弁論と判決をする。すなわち、上訴人代理人チーム・被上訴人代理人チーム・裁判官チームに分かれ、それぞれの立場で書面を作成し、主張及び判断をする。  取り上げる判例は、基本的に教員が選定するが、参加者の希望に応じて変更することもある。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習方式</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  演習における報告、議論、模擬裁判への参加状況等による。</p> <p><b>【教科書】</b>  資料を配布し又は指定する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  民法第1部・第2部を履修し、この演習と並行して民法第3部を履修する3年生を想定したプログラムになります。  模擬裁判の当日（12月20日）は、5時限・6時限を連続して行います。</p>						

時間割 コード	011355S	題目	消費者法			
担当教員	河上 正二 教授		曜限	水・5限	教室	19番教室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 消費者問題の法的解決の在り方について、とくに民事責任を中心に裁判例等を素材に検討し、消費者問題についての理解を深める。</p> <p><b>【授業計画】</b> 消費者法関連事件等を参考に、現代における消費者民事紛争の問題点について検討する。 1 消費者の概念と消費者法 2 消費者契約法関連問題 3 特定商取引法・割賦販売法など 4 製品・食品・住宅の安全等について 5 市場と消費</p> <p><b>【授業の方法】</b> 報告と質疑による</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点とレポートの評価による</p> <p><b>【教科書】</b> 消費者法判例百選</p> <p>参考 ・後藤=村=斎藤『アクセス消費者法』（日本評論社） ・日本弁護士連合会編『消費者法講義』（日本評論社、2009年） ・日本司法書士会消費者問題対策委員会編『ここがポイント 消費者法』 ・国民生活センター「消費者問題の判例集」（<a href="http://www.kokusen.go.jp/hanrei">http://www.kokusen.go.jp/hanrei</a>）</p> <p><b>【参考書】</b> 消費者法講義(日本評論社) 消費者六法(民事法研究会)</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p> <p><b>【関連ホームページ】</b> 消費者庁・消費者委員会・国民生活センター</p>						

時間割 コード	011356S	題目	Japanese Politics			
担当教員	川人教授、加藤(淳)教授、 谷口教授、五百旗頭講師		曜限	水・2限	教室	19番教室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> This is an omnibus course on Japanese Politics by four instructors. The course is taught in English and is intended mainly for international exchange students, but undergraduate students also can apply for this course.</p> <p><b>【授業計画】</b> The course will give students introductory accounts on four main themes: 1) political and diplomatic history, 2) political institutions and political process, 3) coalitions and party politics, 4) elections, mass media, and political change.</p> <p><b>【授業の方法】</b> All instructors will be present at the first and the final classes. Each instructor is responsible for three classes.</p> <p><b>【成績評価方法】</b> Attendance at class and final exam.</p> <p><b>【教科書】</b> A list of reading assignments will be handed at the first class.</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> Class begins on October 9.</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。 （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011357S	題目	マスメディアと法			
担当教員	フット ダニエル 教授		曜限	水・5限	教室	B6演習室

**【授業の目標・概要】**

本演習では、日本と米国を比較対象として、マスメディアと法およびマスメディアと社会の関係を探る。

**【授業計画】**

次のようなテーマを取り上げる予定である：新聞やテレビニュースの法律関係の話題の報道のしかた；法報道の社会に対するインパクト；テレビドラマ、映画、小説、漫画等のいわゆる大衆文化 (popular culture) における法現象の取り上げ方とその影響；裁判報道その他の法報道の制約；情報公開；報道機関の組織（記者クラブ等）とその影響等。日本と米国の判例、著書、論文等に加えて、新聞記事、テレビニュース、ドラマ、映画等の具体例を紹介し、議論する予定である。ゲストスピーカーを呼んでの議論も予定している。

**【授業の方法】**

演習方式による。活発な議論を期待する。レポート、発表、ディベート等を課し、チームによるプロジェクトも重視する。

**【成績評価方法】**

平常点による

**【教科書】**

随時指示する

**【履修上の注意・その他】**



時間割 コード	011358S	題目	From Memory to Written Record			
担当教員	西川 洋一 教授		曜限	月・5限	教室	A2演習室

### 【授業の目標・概要】

M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record*. England 1066-1307, 3rd. ed., Willey-Blackwell 2012 を読む。

情報媒体の変化が社会関係や法に対して大きな影響を与えることは、デジタル化が進む現在、日常的な経験である。また、歴史的には印刷術の普及がヨーロッパの近代化にとって決定的な意味を持ったことも、常識に属する。しかしすでにそれ以前、12・13世紀に、文字・文書が、法や経済の実務等、社会関係を媒介するために広く用いられるようになったことが、ヨーロッパ社会のあり方を大きく変え、ひいては印刷物の普及のための歴史的土台を形成したことも、現在多くの研究によって明らかにされているところである。

1979年に初版が刊行された本書は、このような中世社会における文字・文書文化の展開とその歴史的意味に関する古典的名著として、その後ヨーロッパ中世史学の中心的なテーマの一つとなったこの問題の研究のために、今でも出発点とされるべきものである。特に記録文書等、実務的な文字・文書使用の問題を中心に据えているため、中世法制史学にとっても重要な作品である。この授業では、本書の内容を詳しく検討することによって、中世における文化的革命期の一つと言っても過言ではないこの過程とその意味について考える。

### 【授業計画】

表記著作を一章ずつ読み進めていく。以下に目次を記す。

Introduction

Part I The Making of Records

1 Memories and Myths of the Norman Conquest

2 The Proliferation of Documents

3 Types of Record

4 The Technology of Writing

5 The Preservation and Use of Documents

Part II The Literate Mentality: What Reading Meant

6 Languages of Record

7 Literate and Illiterate

8 Hearing and Seeing

9 Trusting Writing

10 Pragmatic Literacy

### 【授業の方法】

全員が毎回、予定部分を精読してくることを前提として、ディスカッション形式で進める（報告の事前割り当てをするか否かは、出席者と相談する）。文中においてラテン語原史料はほとんど翻訳されているが、それ以外に中世史・中世法制史等にかかわるなじみのない概念も含まれているであろうから、研究上のツールや参考文献を自分で調査しつつ、正確に読み進めることを求める。基本的な参考文献やその使い方は、初回に説明する。

### 【成績評価方法】

平常点による。

### 【教科書】

M. T. Clanchy, *From Memory to Written Record*. England 1066-1307, 3rd. ed., Willey-Blackwell 2012 (ISBN 978-1405157919)

テキストは初回までに各自入手しておくこと。第3版は第2版から書き改められた部分もあり、ページ数も異なるので、必ず第3版を入手すること。購入者には全員参加を認める。

### 【履修上の注意・その他】

英語といえども、厳密な理解は必ずしも容易ではない。時間をかけて疑問点を調べ、考え抜く等、周到的な準備が必要である。また、必ず延長するので、後の時間帯には予定を入れないこと。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(9/27～10/2)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。(http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011359S	題目	アメリカ法演習			
担当教員	柿嶋 美子 教授		曜限	火・5限	教室	A3演習室

**【授業の目標・概要】**

訴訟の帰趨を左右する要素として、事実認定の比重は本来極めて高いはずであるが、法学教育では、事実認定の問題は、その実際の世界における重要性の比重に比べると、極めて軽い比重しか与えられてこなかった。英米の証拠法は、法の素人である一般市民が、陪審として、裁判に参加するという英米の訴訟手続の特徴のゆえに、発達した。この演習では、アメリカ証拠法の、伝聞証拠排除法則に焦点を当てて、アメリカ証拠法を学ぶ。伝聞証拠排除法則の存在理由と、原則に対する例外のあり方を学ぶ中で、事実認定というプロセスについて、考える機会をもつことを目標とする。わが国に導入された裁判員制度について考える上でも参考になると思われる。

進め方は、上記ケースブックの、413-607頁を講読する。平均20頁弱を、担当者を予め決め、読み進む。担当者は、自分の担当箇所の要約を作成して、該当箇所の紹介をすることが期待される。

**【授業計画】**

開講時に指示する。

**【授業の方法】**

演習

**【成績評価方法】**

平常点による

**【教科書】**

『テキストブック：わたしたちと法』（江口雄治監修）（現代人文社 2001）（教材として使用します）  
R.Allen, R. Kuhns, E. Swift & D. Schwarts, Evidence(2006)(配付します)

**【履修上の注意・その他】**

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011360S	題目	豪日捕鯨裁判の研究			
担当教員	岩沢 雄司 教授		曜限	火・5限	教室	19番教室

**【授業の目標・概要】**

国際司法裁判所において日本が初めて当事者となった南氷洋捕鯨事件（豪州対日本）について包括的な研究を行う。担当教員は、同裁判に日本側補佐人として関わった。

**【授業計画】**

捕鯨裁判の口頭弁論（2013年6～7月）では、第1ラウンドで豪州と日本が各15時間、訴訟参加したNZが1時間半の弁論を行い、第2ラウンドで豪州と日本が各7時間半の弁論を行った。その記録（英語と仏語。他言語への翻訳あり）を主要教材とし、分担して読む。口頭弁論の逐語記録は、下記で入手できる。

<http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=1&k=64&case=148&code=aj&p3=2>

裁判書面（英語）は参考文献とする。音声記録やビデオ記録も併用する。報告者は弁論の内容をまとめる報告を行う。それを踏まえて全員で討論する。数ヵ月後に出来る判決内容はどのようなものとなるか、どうあるべきかについての討論も行いたい。

**【授業の方法】**

演習

**【成績評価方法】**

平常点とレポート（通常は報告に基づいたもの）による

**【教科書】**

なし。下記参考書参照

**【参考書】**

大隅清治『クジラと日本人』（岩波新書、2003）

小松正之『世界クジラ戦争』（PHP研究所、2010）

小松正之『よくわかるクジラ論争——捕鯨の未来をひらく』（成山堂、2005）

星川淳『日本はなぜ世界で一番クジラを殺すのか』（幻冬舎新書、2007）

**【履修上の注意・その他】**

国際法第1部と国際法第2部を履修済か履修中であることが望ましい。

教材のほとんどは英語である。

大学院との合併科目である。

担当教員は自由権規約委員を務めており何回か海外出張するので、補講を数回行う。時間は相談して決めるが、6限に続けて行うことを予定している。10月8日に開講し、次回（11月5日）以降の報告者の割当てを行う。10月15、22、29日は担当教員が海外出張のため休講。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

**【関連ホームページ】**

<http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=1&code=&case=148&k=64>

時間割 コード	011361S	題目	行政法の現代的諸問題			
担当教員	宇賀 克也 教授		曜限	火・4限	教室	B6演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 行政法の現代的諸問題について学び、行政法、地方自治法等について、理論と実務の双方から理解を深め、レポート執筆の過程を通じて、調査研究能力を高める。</p> <p><b>【授業計画】</b> 地方自治、行政組織、政策評価、会計検査、公務員制度、公共サービス改革等に関する現代的諸問題の検討を行う。参加者は、授業で取り上げたテーマに関連する問題についてレポートを執筆する。</p> <p><b>【授業の方法】</b> ゲストスピーカーとして実務家の方をお招きし、各分野の現代的諸問題についてお話しいただき、質疑応答を行う。毎回、テキストの予習すべき部分、復讐すべき部分をHPで指示する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> レポート（注と参考文献を含め10000字以上）を提出し、8割以上、出席することを単位取得の要件とする。出席率も成績に当たり考慮する。</p> <p><b>【教科書】</b> 宇賀克也・行政法概説Ⅲ[第3版]（有斐閣、2012年） 宇賀克也・地方自治法概説[第5版]（有斐閣、2013年）</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 次年度も開講予定であるが、取り上げる内容はかなり変化する。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。 （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011362S	題目	憲法解釈の基本問題			
担当教員	長谷部 恭男 教授		曜限	月・5限	教室	B2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 判例を素材として、憲法解釈の基本を身につけることを目標とする</p> <p><b>【授業計画】</b> 全13回程度を予定している。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 参加者に下記のテキスト付録として掲載された藤田裁判官の個別意見のうち、1つを選んで法廷意見を含む当該裁判全体について報告を担当してもらい、全員で討議する。憲法事件に関する意見は8件のみであるが、行政事件として掲載された都管理職院国籍条項事件や民事事件として掲載された横田基地夜間飛行差止等請求訴訟等も、憲法事件としての側面を有している。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b> 藤田宙靖『最高裁回顧録—学者判事の7年半』（有斐閣、2012年）</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p>						

時間割 コード	011363S	題目	刑法演習			
担当教員	佐伯 仁志 教授		曜限	水・5限	教室	Y2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  刑法（刑事政策も含む）の重要なテーマについて、参加者の報告に基づき、参加者全員で議論することにより、刑法の理解を深めることを目標とする。</p> <p><b>【授業計画】</b>  とりあげるテーマ、および、報告の担当者については、参加者の希望を考慮して、第1回目に決定する。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  参加者の報告に基づき、全員で議論する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。任意のテーマについて1回報告すること、および、毎回、予習をしてきて必ず発言することが単位取得の要件である。</p> <p><b>【教科書】</b>  なし</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  毎回、議論に積極的に参加することが求められる。授業時間内に終わらないこともある。</p>						

時間割 コード	011364S	題目	民法法と政策決定：社会選択・経済分析・正当性			
担当教員	太田 勝造 教授		曜限	金・5限	教室	19番教室

### 【授業の目標・概要】

法は人々の行動を制禦し、ひいては社会状態をより望ましいものへ変えてゆくための道具である。法に対するこのような見方は「法的道具主義」と呼ばれる。法がその目的を十全に果たすためには、人間行動およびその相互作用についての深く正確な洞察が必要である。伝統的な法解釈学には、人間行動とその相互作用を分析する厳密な方法論が不十分であり、実務感覚と憶測に頼っていることは否めない。社会科学の中で人間行動とその相互作用を厳密に分析するものとしては、実証的社会学、社会心理学、統計学、ミクロ経済学などがあり、それらに共通するパラダイムとしてゲーム論がある。ゲーム論から見れば、法や社会規範はゲームのルールであり、社会行為やその相互作用とはゲームの遂行であり、社会変容や社会秩序とはゲームの進化的プロセスや均衡状態に対応する。

本演習では、法現象の上記のようなダイナミクスを分析し、制禦選択肢たる諸ルールの行動論的帰結を考察・評価する方法を学ぶ。そのために、厚生経済学等の政策科学的方法を重視しつつ、経済学、社会心理学、意思決定論、統計学などの隣接諸社会科学の手法を積極的に応用する。よって、従来型の法解釈学とは大きく異なる視点から法にアプローチすることになる。参加者には柔軟な思考力と豊穡な想像力が期待される所以である。

本演習に参加する上では、ミクロ経済学、ゲーム論、統計学、あるいは高等数学の予備知識は必要でない。単純化されたモデルと複雑な現実社会との間に対応関係をみだせる柔軟な理解力のみあれば十分である。参加者による報告は、PCプロジェクター利用によるプレゼンテーションの練習も兼ねて行う。なお、本演習は、学部学生を主たる対象とするものである。また、時間を若干延長して演習を続けることもありうる。

参加者の希望があれば、ゼミ合宿も実施する。

### 【授業計画】

法と社会の相関について、経済学やゲーム理論を用いて分析する文献を中心とし、その他、心理学、社会学、政治学等、社会科学全般で法現象を分析する文献を講読してゆく。演習の初回に役割分担をして担当を決める。担当者はパワーポイント等を用いてプレゼンテーション形式で報告を行い、その後ディスカッションを行う。プレゼンテーションについては、パフォーマンスや説得力、準備の程度などについて、他の参加者による評価を行いフィードバックする。

### 【授業の方法】

演習。プレゼンテーション・スキルの修得も目指す。

### 【成績評価方法】

平常点とレポートによる。

### 【教科書】

追って指示する。

一部の教材は、PDF ファイルなどでホームページ (<http://www.sota.j.u-tokyo.ac.jp/>) で配布する。

### 【参考書】

ポズナー『法と社会規範』（木鐸社 2002）、ドゥネス & ローソン『結婚と離婚の法と経済学』（木鐸社 2004）、ボウン『民事訴訟法の法と経済学』（木鐸社 2004）、マルシェ『合理的な人殺し：犯罪の法と経済学』（木鐸社 2006）、飯田高『《法と経済学》の社会規範論』（勁草書房 2004）、平田彩子『行政法の実施過程：環境規制の動態と理論』（木鐸社、2009年）、宇佐美誠『社会科学の理論とモデル4 決定』（東大出版会 2000）、太田勝造『社会科学の理論とモデル7 法律』（東大出版会 2000）、クーター & ユーレン『新版・法と経済学』（商事法務 1997）、シャベル『法と経済学』（日本経済新聞社、2010年）など。

### 【履修上の注意・その他】

無断欠席は厳禁する。時間を延長することも多いので、参加者には配慮が求められる。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011365S	題目	紛争と暴力の理論			
担当教員	大串 和雄 教授		曜限	金・4限	教室	A4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>          本科目は、内戦、民族紛争などの暴力的紛争を説明する理論について学習する。焦点は国家間戦争ではなく、国内紛争（国外勢力が介入する場合を含む）に置く。</p> <p><b>【授業計画】</b>          ※以下の授業計画は変更の可能性もある。          10月 4日（金） 休講          10月 11日（金） 演習の説明          10月 18日（金） 演習の説明（2）          10月 25日（金） Introduction (17pp.)          11月 1日（金） 第1章 (20pp.)          11月 8日（金） 第2章 (16pp.)          11月 15日（金） 第3章 (23pp.)          11月 22日（金） 第4章 (23pp.)          11月 29日（金） 第5章 (16pp.)          12月 6日（金） 第6章 (23pp.) , Conclusion (4pp.)          12月 13日（金） 雑誌論文          12月 20日（金） 雑誌論文          1月 10日（金） 雑誌論文          1月 17日（金） 予備日（実施する場合は教室を変更）</p> <p><b>【授業の方法】</b>          履修者は全員が毎回、英文のテキストを読み、コメント・質問を提出する。また、当番制でレジュメを提出する。授業はあらかじめ提出されたレジュメおよびコメント・質問の検討を中心に行なう。授業は原則として毎回延長するが、用事がある者には定時の退出を認める。2月末または3月に1～2泊の合宿を行なう。合宿では履修者は、紛争と暴力の理論に関連した報告を行なう（文献紹介でもよい）。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>          課題の提出と内容、および授業における貢献による。</p> <p><b>【教科書】</b>          ①Jolle Demmers 著 Theories of Violent Conflict: An Introduction (London: Routledge, 2012).          ②若干の雑誌論文。          ②は追って指示するが、①の文献は履修者が早めに入手しておくこと。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>          他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。          (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。          履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						



時間割 コード	011366S	題目	現代中国の政治と外交			
担当教員	高原 明生 教授	曜限	水・4限	教室	Y505演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  This course looks into the politics and diplomacy of the People's Republic of China. Chinese politics centres on the Chinese Communist Party, and thus investigating its ideology, organisation and policy shall be the main foci of this course.</p> <p><b>【授業計画】</b>  Specific issues to be covered would include reform in the mono-party system, the role of the emerging NPOs, media control and the internet, minorities and national integration, Japan-China relations, US-China relations, regionalism in East Asia, etc.</p> <p><b>【授業の方法】</b>  From mid-term, the participating students will prepare their own presentations on topics they choose in consultation with the teacher. At the end of the term, they will submit essays as results of their independent or joint research.</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  By presentation, contribution to the discussions, and essay.</p> <p><b>【教科書】</b>  Reading lists will be introduced during class.</p> <p><b>【参考書】</b>  Participating students will include those belonging to graduate schools.</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  学際情報学府（その他の学部・大学院学生は不可）の学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011367S	題目	レギュレーション(教育)と法一新・有閑法学の試み(2)			
担当教員	大村 敦志 教授		曜限	月・5限	教室	19番教室

**【授業の目標・概要】**

一群の新書を読むことを通じて、「～と法」の関係について考える（法をそれを取りまく世界の中に位置づける）ことを試みようという演習。今年のテーマは「レギュレーション（教育）と法」。

「民法演習」ではあるが、民法に関する知識は全く不要。反対に、参加しても民法ができるようには（たぶん）ならない。何だかわからないけれど面白そう、と思う諸君の参加を歓迎する。

**【授業計画】**

毎回、一つのサブ・テーマをめぐって、全員が読む「共通本」1冊と担当者（アニメーター）がさらに読むべき「参照本」4冊を設定する。結果として、学期中（多読パート）には全12回を通じて、ゼミ全体では60冊（5冊×12）、各参加者は16冊（12冊+4冊）の新書を読むことになる。

サブ・テーマとしては、「大学」「教育格差」「子ども」「政治・行政」「占領・支配」「地域・まちづくり」「都市・建築」「教育・学校」「こども」「性教育・性意識」「恋愛」「スポーツ」「芸能」「倫理・道徳」「法意識・裁判」「ドレスコード」「伝統と革新」

から参加者の希望のものを選択。

また、①報告・討論の内容をまとめて「東大法学部生による読書ガイド」をネット上に作る（全員参加）、②春休みに1冊の文庫本の一部を詳しく読む補講（精読パート）を行うことも予定している（任意参加）。

なお、2012年度の「読書ガイド」をまとめたHPは下記の通り。

[http://book.geocities.jp/omura\\_seminar/](http://book.geocities.jp/omura_seminar/)

**【授業の方法】**

サブ・テーマごとにファシリテーターを定め、議論の準備（事前に要約の配布、当日にコメントメモを配布）・進行（当日の司会進行）・整理（議論の概要の作成）をしてもらう。

**【成績評価方法】**

平常点による。

**【教科書】**

文献表をHPに掲載（初回に改めて配布する）。

**【履修上の注意・その他】**

**【関連ホームページ】**

[http://book.geocities.jp/omura\\_seminar/](http://book.geocities.jp/omura_seminar/)

時間割 コード	011368S	題目	比較の中の家族法—留学生のための民法案内（3）			
担当教員	大村 敦志 教授		曜限	水・5限	教室	A4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  外国人留学生のために、平易な日本語で行う授業。本年のテーマは比較家族法。毎回、前半では講義を行い、制度の概略と旧法との「比較」による検討を行う。後半では参加者に自国法（中国法・韓国法など）との「比較」について報告をしてもらう。外国文化・国際交流に関心のある学部学生の参加も歓迎する。学部学生には、その制度がないとどうなるかを仮想してもらい、その状態との「比較」をしてもらう。</p> <p><b>【授業計画】</b>  第1回 インTRODダクション—「家族」のあり方と3つの比較  第2回 子どもの福祉—親権・後見Ⅰ（日本法）【+仮想】  第3回 子どもの福祉—親権・後見Ⅱ（旧民法・フランス法）【+韓国・中国】  第4回 結婚とは？—嫡出推定Ⅰ（日本法）【+仮想】  第5回 結婚とは？—嫡出推定Ⅱ（旧民法・フランス法・ドイツ法・韓国法）【+中国】  第6回 高齢者の生活—扶養・成年後見Ⅰ（日本法）【+仮想】  第7回 高齢者の生活—扶養・成年後見Ⅱ（明治民法・韓国法）【+中国】  第8回 離婚と再婚—氏・戸籍・子どもⅠ（日本法）  第9回 離婚と再婚—氏・戸籍・子どもⅡ（明治民法・韓国法）【+中国】  第10回 生殖補助医療—法律上の親と生物学上の親Ⅰ（日本法）  第11回 生殖補助医療—法律上の親と生物学上の親Ⅱ（中国法）【+韓国】  第12回 財産をめぐる問題—財産分与と相続Ⅰ（日本法）【+仮想】  第13回 財産をめぐる問題—財産分与と相続Ⅱ（明治民法・フランス法・韓国法）【+中国】</p> <p><b>【授業の方法】</b>  講義方式と報告討論方式を併用する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点とレポートによる。</p> <p><b>【教科書】</b>  初回に、文献表を配布する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p>						

時間割 コード	011369S	題目	知的財産法重要判例研究			
担当教員	大渕 哲也 教授		曜限	火・5限	教室	B2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b></p> <p><b>【演習の目的・ねらい・進め方】</b>  知的財産法に関して、総合的な判例研究を行う。法的分析力・思考力・表現力等の涵養を主眼とする。本演習においては、特定の判例を指定するという形を取らず、特定の重要テーマを指定した上で、そのテーマにおける重要判例を自ら探し当て、これに分析・検討を加えるという、より高度ともいべき判例研究を行う。テーマの選定に当たっては、特に、判例等の今後の大きな動きが期待される研究実務の最先端のテーマに力点を置く。判例に重点を置くが、学説や立法論等にも十分ふれるようにする（特に判例の乏しい分野について）。新たな分野に果敢に挑戦する受講者の参加を期待したい。</p> <p><b>【グローバル COE 提供科目】</b></p> <p><b>【授業計画】</b></p> <p><b>【授業の構成】</b>  開講時に指定する重要テーマごとに報告グループを構成し、受講者は2つの報告グループに所属する。報告グループは、あらかじめグループ内での討議を経て、報告を行う。これを踏まえて、報告グループ以外の受講者も積極的に質疑応答・討議に参加する。演習終了時には、演習で取り上げたテーマについて、演習での討議の結果も踏まえた研究成果をレポートとして提出する。  受講希望者が多数となる場合には、志望動機等によって受講者を決める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. クレーム解釈</li> <li>2. 審決取消訴訟</li> <li>3. 特許無効</li> <li>4. 特許権の間接侵害、共同侵害</li> <li>5. ライセンス（実施権）関係</li> <li>6. 著作物性</li> <li>7. 著作者人格権</li> <li>8. 著作権等の間接侵害（差止請求の相手方）（一）</li> <li>9. 著作権等の間接侵害（二）</li> <li>10. 著作権等の間接侵害（三）</li> </ol> <p><b>【授業の方法】</b>  演習</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点・レポートによる</p> <p><b>【教科書】</b>  必要に応じて、適宜指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p>						

時間割 コード	011370S	題目	国際政治経済の諸問題			
担当教員	飯田 敬輔 教授		曜限	火・4限	教室	A2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  本演習は国際政治と国際経済の接点にある各種の問題について実証的に研究することを目的とする。いわゆる国際政治経済論（IPE）は従来から、政治と経済の複雑に絡む問題についてはほとんどすべてとっていいほど網羅的にカバーしている。本演習もその多様性を反映して、国際貿易や国際金融だけではなく、経済開発、国際環境問題、国際労働移動、国際人権と経済の関係、など多種多様なテーマについて考察する。</p> <p><b>【授業計画】</b>  まず、基本文献を基にIPEとは何か、どのような理論や課題があるかについて概観する。次に、各自研究テーマを決めていただき、研究方法について指導を行う。研究が進んだ段階で報告を行っていただく。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  輪読、研究報告、およびレポート執筆</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点：50点  レポート：50点</p> <p><b>【教科書】</b>  未定。  昨年度は Reinhart and Rogoff, <i>This Time Is Different</i> (Princeton University Press, 2009)を使用した。</p> <p><b>【参考書】</b>  適宜、授業中に指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。  (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011371S	題目	Japanese Foreign Economic Policy			
担当教員	飯田 敬輔 教授		曜限	水・5-6 限	教室	A2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  The goal of this seminar is to understand how Japan's foreign economic policy is made and where its characteristics come from. This course is primarily intended for international students wanting to understand the political and economic underpinnings of Japan's foreign economic policy, but it will be also useful for students who anticipate practicing foreign economic policy in their professional life, or those who will help shape governmental foreign economic policy in the private sector.</p> <p><b>【授業計画】</b>  Week 1: Introduction  Week 2: IPE Theory  Week 3: Theory of Japanese Foreign Economic Policy  Week 4: History  Week 5: Trade 1  Week 6: Trade 2  Week 7: Investment  Week 8: Development  Week 9: Environment  Week 10: US-Japan  Week 11: Asia  Week 12: Europe  Week 13: Simulation  Week 14: Debriefing  Week 15: Conclusion</p> <p><b>【授業の方法】</b>  Students are expected to write three reaction papers on the assigned readings over the course of the semester. There will be a simulated negotiation exercise at the end of the semester, and the students will write a final paper on that topic.</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  Reaction papers: 30 percent  Participation: 20 percent  Term paper: 50 percent</p> <p><b>【教科書】</b>  Assigned readings will be announced at the beginning of the semester.</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  High proficiency in spoken and written English is required.</p>						

時間割 コード	011372S	題目	英米法と大陸法の比較研究			
担当教員	浅香 吉幹 教授		曜限	火・5限	教室	B3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> イギリスの比較法入門書を使って、比較法方法論および英米法と大陸法との比較を学ぶ。</p> <p><b>【授業計画】</b> 毎回担当者を決めて、担当部分についてレジュメを作成・配付した上での報告をしてもらい、それに基づいて議論を行う。 参加者の関心に応じて、検討するトピックを追加する。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 演習</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点による</p> <p><b>【教科書】</b> Peter De Cruz, Comparative Law in a Changing World (3d ed., Routledge-Cavendish, 2008)の該当部分、英文 113 頁を抜粋して配付する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。 （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011373S	題目	アダム・スミス『国富論』を読む			
担当教員	増井 良啓 教授		曜限	月・5限	教室	A4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> アダム・スミスの国富論を読みましょう。</p> <p><b>【授業計画】</b> 毎回50頁くらいのペースで、読み進めます。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 報告と議論。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点およびレポートによります。</p> <p><b>【教科書】</b> アダム・スミス『国富論上・下』（山岡洋一訳、日本経済出版社、2007年）</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。 （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p> <p><b>【関連ホームページ】</b> <a href="http://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp">http://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp</a></p>						



時間割 コード	011385S	題目	独禁法事例研究			
担当教員	白石 忠志 教授		曜限	水・5限	教室	B5演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 日本の独禁法の事例を研究する。独禁法の違反要件は、単純であり、米国やEUなどともほぼ共通である。独禁法の事例にはどのようなものがあり、現実にはどのようなことが議論されているのか。そこには、企業の競争戦略の縮図があり、それが適切に機能する環境を保持しようとする法の働きがある。その一端を垣間みるきっかけとなれば幸いである。</p> <p><b>【授業計画】</b> 1回あたり概ね1件の事例を研究する。独禁法の全体から満遍なく事例を選ぶこととし、鮮度の高いものを選ぶため事例リストは開講時に教室で示すまでは確定できない。 最近の独禁法事例は、ヤマダ電機・ベスト電器の企業結合事例や、DeNAがグリーンを排除したとする公取委排除措置命令など、有名なものや身近なものも多くある。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 参加者1人ごとに1件の事例を割り当て、報告・質疑応答の形で進める。事例には、判決・審決・排除措置命令・企業結合規制審査結果、などがある。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点により、「合・否」で成績評価をおこなう。</p> <p><b>【教科書】</b> 特にないが、「経済法」を受講していない学生は、白石忠志『独禁法講義〔第6版〕』（有斐閣）を読んでイメージをつかむことが望ましい。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼学年は問わない。</li> <li>▼10人程度。</li> <li>▼サイボウズLive（ウェブ上の無料のグループウェア）を使って、各種の通知・相互の連絡をおこなう予定。参加者は、簡単な方法でアカウントを作成し、このゼミのグループに加入することになる。</li> </ul>						

時間割 コード	011374S	題目	刑事訴訟法の基本問題			
担当教員	大澤 裕 教授		曜限	金・5限	教室	B6演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 最近の裁判例や論文等を素材としつつ、今日の刑事訴訟法、刑事司法制度が当面している基本的問題について検討を加えることにより、刑事訴訟法に関する知識・理解を深める。テーマごとに報告者を定め、報告者の調査・研究をもとに全員で議論する形式で進める。主体的な調査、研究とそれを踏まえたプレゼンテーション、ディスカッションを通じ、問題発見能力、分析力・思考力、表現力を高めることも狙いとする。研究報告のテーマと分担は、参加者の関心も踏まえ、第1回の演習において決定する。裁判傍聴等、実務見学の機会も設ける予定である。</p> <p><b>【授業計画】</b> 1 オリエンテーション（1回） 報告テーマと分担の決定、日程の決定 2 共同研究（2～3回） ビデオ教材の視聴、参加者から募った話題事項（刑事訴訟法の学習上疑問に思った点など、全員で議論してみたい事項）にもとづく全体討論等。 3 研究報告（10回程度） 4 実務見学</p> <p><b>【授業の方法】</b> 演習形式（参加者による報告とディスカッションを中心とする）。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 日常点による。</p> <p><b>【教科書】</b> 資料は必要に応じ、指示しまたは配布する。 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第4版〕』を使用することがある。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 刑事訴訟法の授業を履修済みであるか併行して履修中であることを要する。 研究報告のテーマについては、参加者の関心も考慮しつつ、担当教員で素案を用意する。参加希望者は、申込書の「参加志望理由」欄に、関心のあるテーマをいくつか記載すること。</p>						

時間割 コード	011375S	題目	民法判例研究			
担当教員	沖野 眞己 教授		曜限	水・5限	教室	B2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  現在進行中の債権法改正に関わる分野・項目から、通常民法第1部から第3部の授業でとりあげるような著名な最高裁判決、および／または比較的最近の最高裁判決をとりあげ、判例研究を行うとともに、立法的課題についても検討する。  したがって、本演習では、二兎を追うことを目的としている。  第1は、判例を読み、分析する能力を身につけること、また、そこで扱われる民法上の問題について一段深く掘り下げて考察することである。  第2は、立法的課題について改正の方向を検討することである。</p> <p><b>【授業計画】</b>  第1回は、試しに全員で判例を読み、判例の読み方、文献の調査の仕方などについて、確認する。  第2回以降は、判決をとりあげ、予め指定した報告者による報告を受けて、検討を行う。  項目としては、錯誤、情報提供義務、売主の担保責任、債権譲渡、詐害行為取消権、債権者代位権、保証、賃貸借、役務提供契約、消費者契約などを予定している。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  各回につき報告者を指定し、報告者による報告を受けて全員で検討を行う。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点および最終レポートによる。</p> <p><b>【教科書】</b>  初回に指定する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p>						

時間割 コード	011376S	題目	西ヨーロッパ比較政治（史）文献講読			
担当教員	中山 洋平 教授	曜限	金・5限	教室	A6演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  *2013年9月確定版*</p> <p>西ヨーロッパ諸国における福祉国家の形成過程を比較分析し、政治構造（政党制、官僚制、団体、中央地方関係など）の歴史的変動のダイナミズムをより深く理解する。</p> <p><b>【授業計画】</b>  *2013年9月確定版*</p> <p>19世紀後半に本格化する福祉国家形成の過程は、政党や官僚制、団体（労使などの職能団体や教会系を含む結社）、地方自治体などによって担われたが、導入された社会保障の諸制度がひとたび作動し始めると、今度は逆に、こうした政治的アクターの組織や行動を左右するようになる。かくして、福祉国家の諸制度の生成・発展と、一国の政治構造の間には、密接な相互作用が展開されてきたのである。この演習では、西ヨーロッパ諸国の福祉国家の形成過程を比較分析することで、この相互作用の一端を明らかにし、政治構造のマクロの変動のダイナミズムをより深く理解することを目指す。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  英語文献を中心に会読する。報告者は、比較的詳細なレジメを準備して簡潔に内容紹介を行うと共に、論点提示などのコメントを添えること。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  定められた回数の報告を行うほか、毎回のゼミへの出席と議論への参加が単位履修・成績評価の要件である。</p> <p><b>【教科書】</b>  *2013年9月確定版*</p> <p>邦語と英語文献を輪読するが、詳細は参加者の人数・水準などによって決める。導入として、下記を10月11日から使用するので、各自入手しておくこと。  高田実・中野智世編『福祉』ミネルヴァ書房、2012年（生協本郷書籍部に手配済み）</p> <p><b>【参考書】</b>  演習の冒頭ないし随時指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  ゼミは毎回、時間延長が見込まれるので、毎週、午後7時過ぎまでは予定を確実に空けておくこと。初回は必ず出席すること。どうしてもやむを得ず欠席する場合は、メール（下記）で必ず連絡すること。初回は10月4日の予定だが、3日の履修許可者発表の際に掲示するので、必ず確認すること。</p> <p><a href="mailto:y-naka@j.u-tokyo.ac.jp">y-naka@j.u-tokyo.ac.jp</a></p> <p>大学院の法学政治学研究科（総合法政専攻）、公共政策教育部、総合文化研究科と合併。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p> <p><b>【関連ホームページ】</b>  <a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/about/kyoin/profile/nakayama_y.html">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/about/kyoin/profile/nakayama_y.html</a></p>						

時間割 コード	011377S	題目	Law and Society in East Asia			
担当教員	松原 健太郎 教授		曜限	火・5限	教室	A4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  This seminar aims to provide an introduction to some of the basic problems involving the integration of different legal traditions into a pluralistic yet coherent legal regime, focusing mainly on the experiences concerning the formation of legal institutions in China and Japan. Such basic problems will include: the difficulties regarding what exactly can be identified as the Japanese or Chinese legal tradition; how legal regimes were structured through the actions of actors exploiting the plurality of legal traditions; and how the relationship between legal arrangements and the political power-structure played out. Particular attention will also be paid to the issues of colonialism, and the experiences of Hong Kong, Taiwan and French Indochina will be looked into. The ability to read source materials written in Chinese and/or Japanese would be of much help, but will not be essential.</p> <p><b>【授業計画】</b>  Details will be determined at the beginning of term, taking into account the particular interests and linguistic abilities of each participant.</p> <p><b>【授業の方法】</b>  Participants will be asked to attend class having completed the weekly reading assignment. Each session will typically begin with a short presentation by one of the participants on a topic related to the reading assignment, and it is hoped that this presentation will set the stage for lively discussion among participants. Non-native speakers of English in particular should also see the seminar as an opportunity to improve their abilities in oral discussion conducted in English.</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  Class participation (including at least one presentation) and a written report.</p> <p><b>【教科書】</b>  None</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。  （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011378S	題目	政治とマスメディア演習			
担当教員	谷口 将紀 教授		曜限	火・4限	教室	B4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  アメリカのジャーナリズム・スクールにおける定番テキストである、Melvin Mencher's News Reporting and Writing を輪読し、日本における政治報道の事例と考えあわせながら、ジャーナリストまたはジャーナリズムと関わる職業人としての実践的基礎を養います。</p> <p><b>【授業計画】</b>  基本的に Mencher の構成に沿って（授業回数の関係で適宜飛ばしつつ）授業を進めながら、実際の（日本の）新聞記事も事例に加えて演習を行います。各回のテキストについては授業担当者のホームページを参照してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ウォーミングアップ</li> <li>2. 記事の執筆技法</li> <li>3. 取材の技法</li> <li>4. 報道倫理</li> </ol> <p>【注意】 同一の項目を複数回の授業で取り上げるので、上記の項目番号と授業回数は一致しません。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  毎回の授業は、テキストの復習・宿題を基にしたディスカッション・当日配布される教材を基にしたディスカッションの3部から構成されます。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  宿題を含む平常点</p> <p><b>【教科書】</b>  Melvin Mencher's News Reporting and Writing (Twelfth edition), McGraw Hill, 2011.</p> <p><b>【参考書】</b>  ニューズ・ラボ研究会『実践ジャーナリスト養成講座』平凡社、2004年。  野村進『調べる技術・書く技術』講談社現代新書、2008年。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。  （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p> <p><b>【関連ホームページ】</b>  <a href="http://www.masaki.j.u-tokyo.ac.jp">http://www.masaki.j.u-tokyo.ac.jp</a></p>						

時間割 コード	011379S	題目	仮刑律・新律綱領・改定律例を読む I I I / 2			
担当教員	和仁 陽 准教授		曜限	金・5限	教室	A2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>          律系の刑法典が、明治維新後きわめて早い時期に成立し、明治 15 年に旧刑法・治罪法が施行されるまで妥当したことは、その後の近代日本法全体の発展に、さまざまな局面で深甚な影響を与えることになった。この授業では、仮刑律(1868)を嚆矢とし、新律綱領(1870)+改定律例(1873)に至るこれらの法テキストを、あらためて丁寧に読み直す。</p> <p><b>【授業計画】</b>          同一題材を扱うのは三年目になるが、昨年度の参加者以外ももとより大歓迎である。各参加者にテーマを設定した調査とそれに基づく報告をお願いする。今学期は早めに報告テーマと日程を決めて進めることにしたい。</p> <p><b>【授業の方法】</b>          総合法政専攻・人文社会系研究科と合併。律についての予備知識は要しない。さまざまのアプローチが可能かつ必要なテキストであるから、むしろ、現代法の常識を相対化するような思考が要請される。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>          平常点(議論への参加・報告を含む)による。</p> <p><b>【教科書】</b>          石井紫郎/水林彪編『日本近代思想大系7 法と秩序』(岩波書店 1992)          [古書肆などで各自入手しておいてください]</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月11日(金)開講予定</li> <li>・ 時間は毎回多少延長することになると思いますので予めご承知おきください</li> <li>・ 夏学期の同一テーマの演習とは独立に行います。一方のみ、または双方、履修可能です</li> </ul> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(9/27~10/2)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目として UT-mate で履修登録すること。          (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。          履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011380S	題目	中国語政治文献講読			
担当教員	平野 聡 准教授		曜限	月・5限	教室	A3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  昨年夏から秋にかけて再燃した尖閣問題により、日中関係は約40年前の国交正常化後最も冷却化しており、折からの中国自身の成長率鈍化や人件費高騰と相俟って、日本企業の中国離れ・東南アジアや南アジアへのシフトならびに国内回帰が起こっているといわれる。しかし、中長期的にみて、中国という国のものの考え方を知る必要性は少しも減じないどころか、むしろ問題の深化・複雑化ゆえに高まる一方であろう。国際関係を論じる際に重要なのは、相手方に彼ら独自の事情ゆえの認識が存在することを知り（共感する必要は全くない）、その論理構造を踏まえたうえで考え、対応することである。こと中国の場合、そもそも中国の対日観自体、日本で一般的に思われているような単純な「反日」モデルによっているのではなく（勿論、そのような単純な思考法も存在する）、日本への強い関心・好奇心と反発・対抗の複雑な関数から成り立っている。そのことは、共産党政権によるあからさまな反日キャンペーンや挑発の陰で、相変わらず日本企業の製品やサブカルチャーへの関心が強いことから伺える。その微妙なバランスを知ることは、複雑な日中関係を日本の側からも適切にコントロールし、共存を持続させるうえで欠かせない。そこで当演習では、このような問題に即した漢語による議論をピンインつき原文で精読・検討することで、将来何らかのかたちで中国にかかわる実務に携わりたいと考えている参加者の一助としたいと考えている。</p> <p><b>【授業計画】</b>  初回では日中関係史を簡単に概観したのち、第二回以後はテキスト読解を中心に展開してゆく。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  テキスト輪読・翻訳、および問題点に関する説明や質疑応答による。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点で評価する。</p> <p><b>【教科書】</b>  ピンインつきのプリントを当方で用意し配布する。（中国のナショナリズム・外交・日本論に関連したもの）</p> <p><b>【参考書】</b>  近年日中関係については新書等で膨大な点数が出版されており、その中でも関心を持ったものについて事前に複数読み比べておくことをお勧めする。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  当演習は、駒場で2年間中国語を学んだ方のさらなるブラッシュアップを目的としたものである。中国語を母語とする方、あるいは高校時代に中国語の高い能力を身につけた方を対象とした演習ではないことをお断りしておく。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。ただし、他研究科学生で、大学院と合併の演習を希望する者は、大学院の科目としてUT-mateで履修登録すること。  （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						



時間割 コード	011381S	題目	憲法学の基本問題			
担当教員	宍戸 常寿 准教授		曜限	水・5限	教室	B3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 最近の理論的・解釈論的問題について、憲法学説や判例の理解を深めることを目的とする。なお本演習は総合法政専攻との合併である。</p> <p><b>【授業計画】</b> 毎回、報告担当者が選んだテーマについて、全員がテキストをあらかじめ読んでくることを前提に、担当者はテキストだけでなく関連する文献・判例について入念な調査をした上で解説および私見を述べ、全員で議論する。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 演習</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 出席、報告、発言等を総合的に評価する。</p> <p><b>【教科書】</b> 小山剛＝駒村圭吾編『論点探究憲法（第2版）』（弘文堂、2013年）。各自で入手すること。</p> <p><b>【参考書】</b> その都度指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 憲法第1部、憲法第2部の履修を前提にする。 勉強熱心な学生諸君の参加を期待している。</p>						

時間割 コード	011382S	題目	民事訴訟法判例研究			
担当教員	菱田 雄郷 教授		曜限	水・5限	教室	A3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 民事訴訟法（判決手続）に関連する、比較的新しい判例を研究することで、民事訴訟法が具体的な事案においてどのように適用されているかを知るとともに、講義等で修得した民事訴訟法に関する理解を一層深めることを目的とする。</p> <p><b>【授業計画】</b> 各回で扱う判例は参加者の希望を勘案して決める。したがって、現時点では未定であるが、例えば、次のものは候補となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最判平成 21 年 12 月 18 日民集 63 卷 10 号 2900 頁（確認の利益）</li> <li>・最判平成 19 年 5 月 29 日判時 1978 号 7 頁（将来の給付の訴え）</li> <li>・最判平成 23 年 2 月 15 日判時 2110 号 40 頁（原告適格）</li> <li>・最決平成 20 年 11 月 25 日民集 62 卷 10 号 2507 頁（文書提出義務）</li> <li>・最判平成 20 年 6 月 10 日判時 2042 号 5 頁（248 条）</li> <li>・最判平成 22 年 7 月 16 日民集 64 卷 5 号 1450 頁（訴訟判決の既判力）</li> <li>・最判平成 20 年 7 月 10 日判時 2020 号 71 頁（一部請求）</li> <li>・最判平成 20 年 7 月 17 日民集 62 卷 7 号 1994 頁（固有必要的共同訴訟）</li> <li>・最判平成 23 年 2 月 17 日判時 2120 号 6 頁（類似必要的共同訴訟）</li> </ul> <p><b>【授業の方法】</b> 毎回の授業は、30 分程度の報告者による報告を前提に、参加者全員で討論をするという形で進められる。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b> 特になし。参考文献等は初回に指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 民事訴訟法第 1 部を履修済みであることが望ましい。</p>						

時間割 コード	011383S	題目	グローバル証券市場法 2			
担当教員	大 崎 客員教授		曜限	火・5限	教室	Y505演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 日本の証券市場に関する法制度（金融商品取引法制を中心とする）を英語で説明し、主要な問題を英語で討議する。他国の制度との比較も試みる。各回の具体的な予定は参加者が決定した第1回目に参加者と相談して決定するため、下記の予定は変更する可能性がある。</p> <p>Major issues concerning securities market law in Japan are discussed in English. The plan of each class is determined in the first class when participants are known. Thus, the tentative syllabus below is subject to change.</p> <p><b>【授業計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本の金融商品取引法制（Overview of Japanese securities regulation）</li> <li>2. 欧米の証券市場法制（Overview of US and European securities regulation）</li> <li>3. 最近の規制上の諸問題（Current issues of Japanese securities regulation）</li> <li>4. 参加者による報告と討議（1）（presentations by the participants）</li> <li>5. 参加者による報告と討議（2）（presentations by the participants）</li> <li>6. 参加者による報告と討議（3）（presentations by the participants）</li> <li>7. 参加者による報告と討議（4）（presentations by the participants）</li> <li>8. 参加者による報告と討議（5）（presentations by the participants）</li> <li>9. 参加者による報告と討議（6）（presentations by the participants）</li> <li>10. 参加者による報告と討議（7）（presentations by the participants）</li> <li>11. 参加者による報告と討議（8）（presentations by the participants）</li> <li>12. 参加者による報告と討議（9）（presentations by the participants）</li> <li>13. まとめ（recapture）</li> </ol> <p><b>【授業の方法】</b> 演習 Discussion seminars</p> <p><b>【成績評価方法】</b> レポート等による Report submission will be required.</p> <p><b>【教科書】</b> 特になし Not specified</p> <p><b>【参考書】</b> 必要な教材は配布する Reading materials will be distributed to participants in the class.</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 夏学期の神田秀樹教授の演習「グローバル証券市場法1」を受講した者も本演習を受講することができる。 Participants of “Global Securities Market Law I” (Professor Kanda) may participate in this seminar as well.</p>						

時間割 コード	011384S	題目	日本外交：実践と課題			
担当教員	久保教授、加納客員教授		曜限	水・6限	教室	Y505演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  東西冷戦終了後、日本が直面した幾つかの分野での外交的課題を題材に、当該課題の背景、日本の対応、現状と課題等に触れつつ、将来の方向性を展望する。  具体的には、1) 日米安保体制の信頼性強化に向けた取り組みを含む安全保障政策全般、2) アジア各国との二国間・地域協力や、アジア金融危機・北朝鮮問題への対応等を含むアジア外交、3) 9/11同時多発テロ後のアフガニスタン、イラク問題への対応、4) ミレニアム開発目標（MDG）など地球規模の開発課題に向けた国際協力、5) 国連気候変動枠組条約・京都議定書成立後の地球温暖化問題を巡る国際交渉、などを取り上げる。また、分野横断的課題として、外交政策の決定過程や外交実施体制、外交におけるメディアやNGO等の役割についても考察を行う。  上記諸課題に関する基礎的理解を深めるとともに、将来に向けた、日本のとるべき役割について問題提起する能力を養うことに重点を置く。</p> <p><b>【授業計画】</b>  学期中は、教員による上記諸課題に関する講義を行い、毎回自由討議の時間を設ける。学期中に合宿を行い、特定分野を題材にしたシミュレーション形式の討議を行う。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。出席状況に加え、自由討議や合宿における発表、発言を重視する。</p> <p><b>【教科書】</b>  各分野に関する公開一次資料（関連条約及び国際会議文書）や講義で使用予定の資料、参考文献を事前に通報する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p>						

時間割 コード	011386S	題目	アジアビジネスと企業法務			
担当教員	平野 温郎 教授		曜限	水・5限	教室	未定

**【授業の目標・概要】**

企業がグローバルに事業展開する上で必須の機能である「国際企業法務」を、主に中国（香港を含む）をテーマとして概観する。事業の法的イシュー・リスクを発見し、最適解を導き出すことにより、その持続的な成功を法的に担保するという、所謂「リーガルリスク・マネジメント」（これは企業法務部門のコアスキルである）の素養を身に着けることが目的である。将来、企業の法務部門や事業部門で、アジア関係業務を中心に専門性を活かして活躍したい参加者を想定しているが、中国・香港そのものに関心を持つ参加者も歓迎する。貿易・M&A・ジョイントベンチャー等の事例を用いながら、①企業法務部門が担う主要な機能・役割、②法的発展途上国の一つである中国と、返還後も Common Law 体系を維持する香港の、夫々のリーガルシステムやビジネス関連法制度、③国際契約、④コンプライアンス問題や紛争などの「危機」対応プログラム等への理解を深める。適宜実務界からゲスト参加者を招く予定であるほか、企業法務部を訪問し実務の一端に触れる機会も持つ予定である。

**【授業計画】**

\*授業の進行度合いやゲスト参加者の都合等により、変更する場合がある。

1. オリエンテーション、企業法務の役割と意義
2. 中国・香港ビジネス法の概要①
3. 中国・香港ビジネス法の概要②
4. 中国・香港における日本企業の事業活動とリーガルリスク・マネジメント①（事例検討）
5. 中国・香港における日本企業の事業活動とリーガルリスク・マネジメント②（同上）
6. 国際取引契約を読み解く①（総論／国際取引契約書の分析）
7. 国際取引契約を読み解く②（続き）
8. 国際取引契約を読み解く③（続き）
9. 国際取引契約を読み解く④（Letter of Intent の作成練習を予定）
10. 中国における事業投資の法務①（事業投資案件の形成における法務業務を疑似体験する。グループによる活動を予定）
11. 中国における事業投資の法務②（同上）
12. 中国における事業投資の法務③（成果物のプレゼンテーションと評価を行う予定）
13. フィールドワーク（企業法務部訪問を予定）
14. 確認テスト・まとめ

**【授業の方法】**

1. 当初3回は担当教員の講義を中心に進め、その後は参加者による調査・検討・報告、グループに分かれての共同検討などを行なう。2. 原則として各回、授業の冒頭にその日のキーポイントを含んだ簡単なチェッククイズを実施する予定（解説もその日に行う）。3. レポート作成等の課題を設定する（合計4回）。テーマや作成要領等については、第1回の授業において説明する。

**【成績評価方法】**

平常点 30%、小論文 40%（10%×4回）、確認テスト 30%

\*講義冒頭のチェッククイズ、及び、第8回で予定する各自作成 LOI ドラフトの出来不出来は、評価対象とはしない。\*平常点は、出席率、受講態度、貢献度等により評価する。

**【教科書】**

適宜配布又は指定する。担当教員による講義部分については、原則としてPPTによるスライドを用いる（ハードコピーを各授業の冒頭で配布する）。

**【教科書】**

事前に通読する必要はないが、理解の助けになる参考書は以下の通り：

・杉浦保友他『英文契約書の法実務』（三協法規出版） ・杉浦保友『イギリス法律英語の基礎』（LexisNexis） ・北川俊光・柏木昇『国際取引法』第2版（有斐閣） ・田中信幸他『国際売買契約ハンドブック』改訂版（有斐閣） ・木間正道・高見澤磨他『現代中国法入門』第6版（有斐閣）など

**【履修上の注意・その他】**

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（9/27～10/2）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

オフィスアワーについては別途参加者と相談の上、決定する。